令和 7 年 3 月 31 日 (月曜日)

믉

外

(第 28 号)

次 目

1

2

2

4

4

正

○私立学校法施行細則及び石川県産業展示館条例施行規

則の一部を改正する規則

訓 슦

○石川県公印規程の一部改正

(総 務 課)

○石川県文書管理規程の一部改正

(同)

○石川県職員被服貸与規程の一部改正 ○石川県公用車管理規程の一部改正

(人事課) (管財課) ○石川県消防・危機管理業務関係職員服制の一部改正

○石川県災害対策本部規程の一部改正

4

5

5

6

告 不

○学校法人の行うことのできる収益事業の種類の一部改

(総 務 課)

○石川県退職消防団員報償規程の一部改正 (消防保安課)

○石川県土地対策指導要綱の廃止 (企 画 課)

規 則

私立学校法施行細則及び石川県産業展示館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 **企性七年三月二十一日**

石川県知事

石川県規則第二十八号

私立学校法施行細則及び石川県産業展示館条例施行規則の一部を改正する規則

(私立学校法施行細則の一部改正)

第一条 私立学校法施行細則(昭和五十五年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

第三条第一頃中「第二条第五頃第三号(省令第八条」を「第三条第五頃第三号(省令第五十六条」に攻め、同頃 中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第二項中「第二条第五項(省令第八条」を「第三条第五項(省令第五 十六条一に改める。

第四条第一頃中「第四条第一頃第三号(省合第八条」を「第四十四条第一頃第三号(省合第五十六条」に改め、 同条第二項中「第四条第五項第三号(省令第八条」を「第四十四条第六項第三号(省令第五十六条」に改め、同項 第二号中「、第二号及び第四号」を「から第三号まで」に改め、同条第三項中「第四条第一項(省令第八条」を「第 四十四条第一項(省令第五十六条」に、「第四条第五項」を「第四十四条第六項」に改め、同条第四項中「第四条 第一項」を「第四十四条第一項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第五条の見出しを「(解散認可申請書の添付書類)」に改め、同条中「第五条第一項第六号(省令第八条」を「第 四十七条第一項第六号(省令第五十六条」に改める。

第六条中「第六条第一項第九号(省令第八条」を「第四十八条第一項第九号(省令第五十六条」に改める。 第七条第一項中「第九条第五項第四号」を「第五十七条第六項第四号」に改め、同項中第四号を削り、第五号を 第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項中「第九条第五項」を「第五十七条第六項」に改める。

(石川県産業展示館条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県産業展示館条例施行規則(昭和四十七年石川県規則第五十一号)の一部を炊のように改正する。 別表使用者の欄第二号中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

宝 宝

この規則は、今和七年四月一日から施行する。

外

令 訓

石川県訓令第5号

庁 中 般 出 先 機 関

石川県公印規程(昭和39年石川県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県知事

第2条第1項第4号中「危機管理監室、」を削り、同条第2項中「総務部人事課長」を「総務部人事・組織経営課長」 に、「「人事課長」を「「人事・組織経営課長」に、「人事課長に」を「人事・組織経営課長に」に改める。

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県訓令第6号

庁 中 般 先 機 関 出

石川県文書管理規程(平成14年石川県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県知事

第2条第4号中「、危機管理監室危機対策課、能登半島地震復旧・復興推進部創造的復興推進課」を削り、同条第 14号を削り、同条第15号中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、同号を同条第14号とし、同条第16号中「行 うシステム」を「行う情報システム」に改め、同号を同条第15号とする。

第8条第5項第1号中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改める。

第19条第1項中「又は起案用紙(別記様式第12号)」を削り、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、文書管理システムにより難いものとして総務課長が別に定める場合には、次に掲げる方法により行うこ とができる。

- (1) 起案用紙(別記様式第12号)を用いて行う方法
- (2) 法令等に定める帳票を使用して発する届出書その他の文書について、当該帳票を用いて行う方法
- (3) 文書管理システム以外の情報システム(あらかじめ総務課長の承認を受けたものに限る。)により行う方法 第19条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項第4号を削り、同条第5項を次のように改める。
- 5 起案者は、起案文書に必要事項を記載し、記名押印又は記名押印に相当する記録をしなければならない。 第19条第6項を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第23条第1項中「関係係員、」を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第29条第3項を削る。

第31条第1項を次のように改める。

発送文書は、次の各号に掲げるものを除き、公印又は電子署名を省略するものとする。

- (1) 法令等の規定により公印を押すことが必要とされている文書又は電子署名を行うことが必要とされている文書
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公印を押すことが必要であると認められる文書又は特に電子署名を行うこと が必要であると認められる文書

第31条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。 第38条を削る。

第39条の見出しを「(文書分類表)」に改め、同条第1項及び第2項中「固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、第5章中同条を第38条とし、第40条を第39条とし、第41条を第40条とする。

第42条中「共通文書分類表及び固有文書分類表」を「文書分類表」に改め、同条を第41条とし、第43条を第42条と し、第44条を第43条とする。

第45条の前の見出しを削り、同条を第44条とし、同条の前に見出しとして「(電磁的記録の整理及び保管)」を付し、 第45条の2を第45条とする。

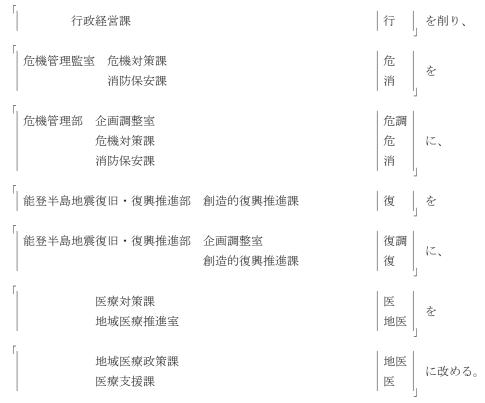
第46条第3項中「第44条」を「第43条」に改める。

第47条第4項中「共通文書については総務課長(1年未満保存の共通文書については、所属長)が定め、固有文書については」を削る。

第53条を次のように改める。

第53条 削除

別表第1中「人事課」を「人事・組織経営課」に改め、



別表第2の30年の項及び10年の項中「人事課」を「人事・組織経営課」に改め、同表1年未満の項を次のように改める。

1年未満

- 1 別途正本又は原本が管理されている行政文書の写し
- 2 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等
- 3 出版物又は公表物を編集した文書
- 4 所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
- 5 明白な誤りがある等の事由により客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
- 6 意思決定の途中段階で作成した文書であって、当該意思決定に与える影響がないものとして、 長期間の保存を要しないと判断されるもの
- 7 文書分類表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で 具体的に定められた文書

別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第15号 削除

別記様式第16号中「第39条、第42条、第47条関係」を「第38条、第41条、第47条関係」に、「固有文書分類表」を「文書分類表」に改める。

師

師

師

員

別記様式第17号及び別記様式第18号中「第44条関係」を「第43条関係」に改める。

別記様式第19号中「第45条関係」を「第44条関係」に改める。

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県訓令第7号

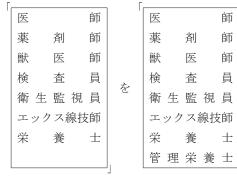
庁 中 般 出 先 関

石川県職員被服貸与規程(昭和37年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県知事 浩

別表第1の5の項中



に改め、同表8の項及び12の項中



別表第2の3の項中「危機管理監室」を「危機管理部」に改める。

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県訓令第8号

中 庁 般 先 機 関

石川県公用車管理規程(昭和57年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県知事 馳 浩

第17条第2項中「人事課長」を「人事・組織経営課長」に改める。

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県訓令第9号

管 理 監 危機 室 事 務 合 所 校 消

石川県消防・危機管理業務関係職員服制 (昭和29年石川県訓令甲第159号) の一部を次のように改正する。 令和7年3月31日

> 石川県知事 浩

令達先中「但鑿迦黚龃州」を「但鑿迦黚锟」に改める。

第2条を次のように改める。

第二条 この規程で消防・危機管理職員とは、知事、副知事、知事部局の各部局長、教育長、出納室長、危機管理部 次長、危機対策課長及び消防保安課長、県総合事務所長、消防学校長、危機管理部の職員その他知事が必要と認め

る職員をいう。

第2条の2第2項中「〇州對」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1

			貸与	期間	
被貸与者	服装の種類	数量	本庁、県総合	消防学校	備考
			事務所等		
	冬正帽	1 着	4年	2年	消防の指導、教養訓練、
	夏 "	1	3	2	検閲その他の消防業務に
	略帽	1	3	2	従事する職員
	冬服(上、下)	1	3	2	
	夏服(長袖上、下)	1	3	2	
	〃 (半袖上)	1	3	2	
	ネクタイ	1	3	1	
	バンド	1	3	2	
消防・危	胸章	2	3	2	
機管理職	夏活動服(上、下)	1	2	2	危機管理に関する業務に
員	冬活動服(上、下)	1	2	2	従事する職員
	半長靴	1	2	2	
	作業服	2	2	_	消防防災へリコプターに
	作業帽 (夏・冬)	1	3	_	搭乗して消防・防災業務
	雨外とう	1	2	_	に従事する職員
	防寒服	1	3	_	
	耐寒服	1	3	_	
	下着 (夏・冬)	2	2	_	
	飛行靴	1	1	_	

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

石川県訓令第10号

庁 中 般

機 関 先

石川県災害対策本部規程(昭和35年石川県訓令第7号)の一部を次のように改正する。 令和7年3月31日

> 石川県知事 馳 浩

第3条第3項中「′ 妲鑿迦獸鼬」を削る。

第7条中「但襚魲黚鰛州但襚衣無點」を「但襚魲黚品但襚衣無點」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

示

石川県告示第104号

学校法人の行うことのできる収益事業の種類(平成21年石川県告示第82号)の一部を次のように改正し、令和7年 4月1日から施行する。

令和7年3月31日

石川県知事 馳 制定文中「第26条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第1中「第26条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第2中「日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)」を「統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規 定する統計基準である日本標準産業分類(以下「日本標準産業分類」という。)」に改める。

石川県告示第105号

石川県退職消防団員報償規程(昭和45年石川県告示第261号)の一部を次のように改正する。 令和7年3月31日

> 石川県知事 馳 浩

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

石川県告示第106号

石川県土地対策指導要綱(昭和48年石川県告示第201号)は、廃止する。 令和7年3月31日

石川県知事 馳